

ご寄付への感謝(ご返礼)

ご寄付をいただいた方々に、寄付金額に応じた特典を下表の通り贈呈いたします。



玉川グッズの一例

【個人】

寄付金額	特典					
	称号の授与	広報誌へのご芳名掲載	学内施設へのご芳名プレート設置	たまがわグッズ	90周年記念式典ご招待	感謝状贈呈特別顕彰
1,000万円以上	クリスタル	○	○ (クリスタル)	8,500円相当	○	○
500万円以上	プラチナ	○	○ (プラチナ)	8,500円相当	○	—
100万円以上	ゴールド	○	○ (ゴールド)	8,500円相当	○	—
50万円以上	シルバー	○	○ (シルバー)	8,500円相当	—	—
10万円以上	ブロンズ	○	○	8,500円相当	—	—
5万円以上	コスモス	○	○	5,000円相当	—	—
3万円以上	サクラ	○	○	3,500円相当	—	—
2万円以上	ケヤキ	○	○	—	—	—
1万円以上	ゲンボウ	○	○	—	—	—

※ご返礼は1回の寄付金額に応じたものとなります。

※ご返礼品(たまがわグッズ)のお届けまでに6か月程度を要する場合があります。

※学内施設へのご芳名プレート設置は、創立90周年翌年(2020年)を目安に設置を計画しております。(プレートの設置を希望されない方は、申込匿名欄に○印をご記入ください)

完成し次第、本学園ホームページにてお知らせいたします。

【法人】

寄付金額	特典					
	称号の授与	広報誌へのご芳名掲載	学内施設へのご芳名プレート設置	TAP法人向け研修 又は 寄付趣意書への広告掲載	90周年記念式典ご招待	感謝状贈呈特別顕彰
1,000万円以上	クリスタル	○	○ (クリスタル)	○	○	○
500万円以上	プラチナ	○	○ (プラチナ)	○	○	—
100万円以上	ゴールド	○	○ (ゴールド)	○	○	—
50万円以上	シルバー	○	○ (シルバー)	—	—	—
10万円以上	ブロンズ	○	○	—	—	—

※ご返礼は1回の寄付金額に応じたものとなります。

※学内施設へのご芳名プレート設置は、創立90周年翌年(2020年)を目安に設置を計画しております。

(プレートの設置を希望されない方は、申込匿名欄に○印をご記入ください)

完成し次第、本学園ホームページにてお知らせいたします。

※TAP法人向け研修(学内実施)または寄付趣意書への広告掲載(教育という分野の特殊性に鑑み、内容によっては掲載できない場合もあります)は、寄付申し込み翌年度にご提供させていただきます。



TAP (玉川アドベンチャープログラム)

寄付金に対する税制上の優遇措置について

この寄付金は、税の優遇措置を受けることができます。

【個人】寄付金が2,000円を超えた場合、所得税が軽減されます。

税の優遇措置には「税額控除」と「所得税控除」の2種類があり、どちらか有利な方を選択することができます。

<税額控除> 寄付金の年額が2,000円を超えた金額の40%が、所得税から直接控除されます。

<所得税控除> 寄付金の年額が2,000円を超えた金額が、当該年の総所得金額等から控除され所得税が軽減されます。

【所得税還付金額の目安】

課税所得金額	控除制度	寄付金額				
		1万円	5万円	10万円	50万円	100万円
500万円	税額控除	3,200円	19,200円	39,200円	143,100円	143,100円
	所得控除	1,600円	9,600円	19,600円	99,600円	199,600円
700万円	税額控除	3,200円	19,200円	39,200円	199,200円	243,500円
	所得控除	1,840円	11,040円	22,540円	114,540円	229,540円
1,000万円	税額控除	3,200円	19,200円	39,200円	199,200円	399,200円
	所得控除	2,640円	15,840円	32,340円	164,340円	329,340円

※所得税還付金額は、個人の所得や各種控除額により異なります。上記還付金額は、あくまで目安であることをご了承ください。

寄付して得する 玉川学園 ゆめ90募金 3つのポイント

例えば
5万円
のご寄付
の場合

Point 1 玉川オリジナル
グッズがもらえる



5,000円相当の玉川グッズを感謝の
気持ちとしてお届けします。



Point 2 税の優遇制度が
受けられる



税額控除で19,200円*の
還付をうけることも可能です。



Point 3 使い道を
指定できる



寄付使用用途をご指定いただけます。
あなたの気持ちを直接、未来を創造する
児童・生徒・学生の支援等に活かれます。

※控除を受けるためには、確定申告が必要になります。

※あくまでも目安であることをご了承ください。

【法人】寄付金の全額がその事業年度の損金に算入できます。